
多面的機能支払 メールマガジン

「農村ふるさと保全通信」 第 39 号(2018. 4. 23)

農林水産省農村振興局 多面的機能支払推進室



高めよう 地域協働の力!

多面的機能支払のメールマガジン「農村ふるさと保全通信」の第 39 号をお届けします。

今回の活動組織紹介では、遊休農地を活用した植栽活動や子供たちの農業体験等を行い、地域の活性化に取り組んでいる組織を紹介します。

事務局からは、平成 30 年度からの制度の見直し内容について紹介します。

また、Q&A コーナーでは、平成 30 年度から始まった小規模集落支援のための加算措置についての質問にお答えします。

-- 第 39 号の目次 -----

1. 活動組織の活動紹介

☆恩地町環境みどり会（静岡県浜松市）☆

2. 平成 30 年度 制度を一部見直しました！

3. Q&A ～こんなことができますか？（新制度編）～

（編集後記）

■ 1. 活動組織の活動紹介

～^{あんじちやう}恩地町環境みどり会(静岡県浜松市)～ ■

～地区概要～

浜松市の南部に位置する恩地町にて活動。活動範囲は、田 7ha、畑 10ha、農道 5.9km、開水路 10.4km、パイプライン 0.9km。

～主な取組～

- ◎本組織は、「昔の原風景を取戻すこと、人々の交流を活性化させて地域を元気にすること」を目標に、平成 19 年度から農地と農業用施設の保全に取り組んでいます。
- ◎地域内の遊休農地を活用してひまわり、菜の花、そばといった景観植物を栽培し、浜松市の「花いっぱい運動」に参加しています。また、子供たちを対象にジャガイモやサツマイモの栽培体験実習を行うことで、農業の大切さを伝えていく取組も行っています(年間参加者延べ 500 人)。
- ◎さらに、毎月第 3 日曜日に恩地町公会堂にて「みどり朝市」を開催し、地元で収穫された新鮮な野菜を販売しています。地域内外から多くの人々が訪れ、交流と親睦の場になっています(平成 30 年 4 月時点：通算 116 回開催)。

このような取組により、遊休農地が美しい景観や子供たちの教育の場へと生まれ変わりました。また、人々との交流が活発になったことで、地域住民の農業への関心と一体感が高まっています。今後も活動を継続的に行うことで、地域の発展を目指したいと思っています。

○恩地町環境みどり会の取組はこちらから

<http://www.fujinokuni-mura.net/ikiikikkyousei/>

(ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合 広報事務局 農地保全課 HP)

【恩地町環境みどり会 代表 見野 閔一郎】



菜の花による「花いっぱい運動」



子供たちによるジャガイモ栽培体験



収穫したサツマイモを味わう

■2. 平成30年度 制度の一部見直しました！■

平成30年度予算で見直しを行った内容のポイントをご紹介します。

【ポイント1】 小規模集落の支援のための加算措置を始めました。

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に応じて農地維持支払交付金が加算されます。これにより、保全管理が困難な小規模集落が、近隣の集落と一緒に共同活動に取り組みやすくなります。

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

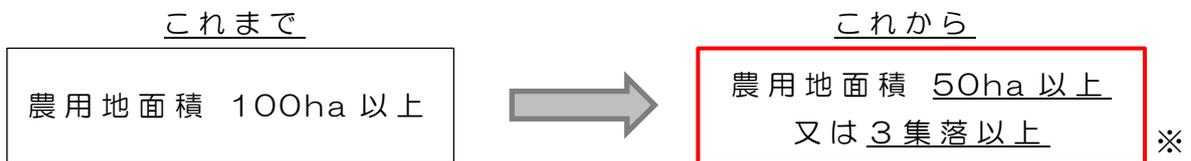
小規模集落を取り込んだ活動組織

小規模集落 (総農家戸数10戸以下)

なお、1小規模集落あたりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は40万円となります。

【ポイント2】 広域活動組織の設立要件を一部緩和しました。

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和しました。



※都府県に適用。都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。

平成30年度改正のポイントはこちらから（農林水産省 HP）

→ http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-10.pdf

平成30年度の多面的機能支払交付金のあらましはこちらから（農林水産省 HP）

→ http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-16.pdf

平成30年度の要綱・要領はこちらから（農林水産省 HP）

→ http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

【農林水産省 農地資源課 多面的機能支払推進室】

■3. Q&A ～こんなことができますか？(新制度編)～■

Q 1. 小規模集落を同時に複数取り込む場合でも加算措置を受けることはできますか。

A 1. 複数の小規模集落を同時に取り込んだ場合でも小規模集落の条件を満たしていれば加算措置を受けることはできます。なお、活動組織あたりの合計加算額の上限は 40 万円となります。

Q 2. 活動組織が、新たに小規模集落を取り込んで、さらに広域活動組織を設立する場合、小規模集落支援に加え、「組織の広域化・体制強化」に係る支援を受けることはできますか。

A 2. 小規模集落支援は、既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携した保全管理に対する加算です。一方、広域活動組織を設立した際の「組織の広域化・体制強化」に係る支援は、広域協定の締結や広域協定運営委員会の設置等の手続きに対する支援であり、小規模集落支援と目的や支援対象となる内容が異なるため、両方の支援を受けることができます。

【農林水産省 農地資源課 多面的機能支払推進室】

■編集後記■

4月も半ばを過ぎ、もう春の季節は終わりに近づいてきましたね。日々暖かくなり、草花も元気に育つ季節へと変わってきています。私は春から夏に変わるこの時期が過ごしやすく大好きです。穏やかな気候になり、活動組織の作業が本格化してくる頃ではないでしょうか。怪我や事故などには十分気をつけて取り組みましょう！

そして、5月に入ると田植えの時期ですね。私の実家は田んぼと畑で農業をしていますので、ゴールデンウィークには、地元へ帰り田植えの手伝いをしたいと思います。田植えの当日は、兄弟やその子供たちが集まるので実家の一大イベントになります。苗を植えた後の団らんを楽しみにしながら、今年もしっかり田植えをしてきます。

◇バックナンバー◇

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/index.html

バックナンバーはこちらからもご覧いただけます！→



◇平成30年度多面的機能支払交付金のあらまし◇

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

◇「多面的機能支払交付金のロゴマーク」◇

ロゴマークは以下のサイトからご利用になれます。どんどんご活用ください！！

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/H29/pdf/logo.docx



高めよう 地域協働の力！

◇配信先メールアドレスの変更・配信解除等◇

メールアドレス等の変更やメールマガジンの配信解除等は以下のサイトから！

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/>

手続きにはパスワードが必要です。

お忘れの場合は、以下のサイトでパスワードを再発行して下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/re.html>

◇ご意見・ご感想等◇

メールマガジンに関するご意見・ご感想や取り上げて欲しいテーマ、ご自身の所属する活動組織の紹介文（300字程度）等に関するメールをお待ちしております！！

tamen_ml@maff.go.jp

【発行】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部農地資源課

多面的機能支払推進室（担当：藤田）

TEL：03-3502-8111（内線5493）
